

平成 18 年 9 月 25 日

諏訪南行政事務組合
組合長 矢崎和広殿

「八ヶ岳周辺のゴミ問題を考えるネットワーク」

灰溶融炉を考える会 呼びかけ人

茅野市金沢 3956-44 河西章

富士見町富士見 8255 細川宏子

原村 16267-101 小林峰一

八ヶ岳なんでも気にする若者の会 代表

原村 18014 篠崎 美和

連絡先

〒391-0108 原村 16267 - 101

電話 0266 - 79 - 6977 小林峰一

公開質問状への回答に対する再質問、及び、追加質問

本状は、公開質問状に対する回答を頂いた中で、質問の主旨が正しく伝わっていなかったと思われるものについては、その主旨を具体的にかつわかりやすく説明し、再度質問をするものです。また、回答を頂いた上で生じた、新たな疑問の質問を追加いたしました。

質問に対する、適切で誠意ある回答を切望致します。

質問 1 - への回答について

「平成 18 年 8 月現在の状況を把握していません」とありますが、把握するべく調査はなされたのでしょうか。行った調査方法はどのようなものでしょうか(平成 18 年 3 月までの資料の有無を環境省に問い合わせをした等)。

本質問の理由のひとつには、第二回説明会において「全国の溶融施設の数とその内事故等を起こした施設の数」に関する質問が出され、組合の伊東氏が「宿題にさせてください」と言ったことの確認という意味合いも含まれています。その際に伊東氏が使っていた最新の資料が平成 17 年 3 月現在のものでありました。2 ヶ月もの時間がありながら宿題を果たせなかったのは何故でしょうか。

溶融施設を建設しようというのであれば、現況把握は当然のことと思われるます。全国レベルの調査資料がなくても、6 方式 13 社については各社に問い合わせで各個の資料を請求することは可能ですので、現況把握を行い、住民に対して公開してください。

質問 1 - 、への回答について

11 施設の名称及び所在地はどこでしょうか。

本質問を行った理由は、第一回説明会において組合が持っていた掘り起こしに関する資料が古く、資料としての価値の低いものであったため、その後適切な情報収集がなされ現況把握は充分であるのかという確認の意味も含まれています。

また、灰を運搬する際に灰が飛散されることは無いのか、本当に安全なのかを証明するためには、実際に灰を掘り起こし運搬している事例を参考にしたり、現地調査する必要があると思います。つまり、他の同様施設との比較を行い、安全であることを証明し、その根拠を示してください。

質問 1 - 、への回答について

通常運転を停止した施設においてはごみや焼却灰の処理を行うことが出来ません。場合によってはそれらの処理を別の施設へ委託処理することにもなるでしょうが、その場合の費用負担や運転停止中の従業員の給料などもメーカーが負担するのでしょうか。

実際に、メーカーに有価物であると言われていたスラグが売り物にならず、外部にスラグの処理を依頼することになった際に、その処理費用を請求されたという事例もあります。

また、これまでに建設された溶融施設において、各地でコストの増大によって計画が中止になったり建設され

たにも関わらず運転されないという事例もあります。メーカーの提示するコストを鵜呑みにするのは危険であることは、溶融施設に限らず過去の公共事業の例などをみれば明らかではないでしょうか。全国の施設で起きた、各種のトラブルによる補修等の費用を調査比較し、住民に対して公開してください。

質問2 - 、 への回答について

以前は「すでに数社から引き合いがきている」と言っていたのですが、あれは虚偽だったのでしょうか。また、JISが制定されたそうですが、その後問い合わせはあったのでしょうか。

JIS規格を満たしたスラグであれば本当に売れるのか、全国とも長野県全域ともいませんが、せめて近圏に在所がある建設業者等へアンケート調査を行ってみてはどうでしょうか。

施設の建設が始まってから、市場調査の結果が不適合と明らかになっても対処のしようがありません。市場調査は最低でも入札より前に完了している必要があります。直ちに市場調査を行い、結果を公開してください。

質問2 - への回答について

質問に対する答えになっていません。

質問しているのは売れ残りについてです。JIS規格が降りたからといって、市場調査も行っていないのに必ず売れるなどという保障はまったくありません。

倉庫はどの程度の保管量を想定しているのでしょうか。

許容量を超えてしまった場合、余剰スラグはどうするのでしょうか。

質問2 - への回答について

質問に対する答えになっていません。

JIS規格品が“売れる”保障はありません。早急に市場調査等を行って担保となる証拠を示してください。また、「溶融固化処理工程に戻され、再加工」する場合、その費用負担を負うのはメーカーですかそれとも組合（結局のところ住民の税負担）でしょうか。

質問2 - 、 への回答について

質問に対する答えになっていません。

JIS規格は酸性雨等を想定した試験を考慮に入れていません。酸性雨に加え、風化や凍結に対する耐久性を証明する証拠を示してください。また、汚染が起ってしまった際の保障について、どのように考えているのでしょうか。事故や汚染という重大な事柄に関しては、常に最悪の事態も想定し、明確なイメージと事後の対策や保障についても検討がなされている必要があるのではないのでしょうか。

質問3 - への回答について

焼却飛灰と溶融飛灰はまったく別物です。溶融飛灰はその毒性も桁違いに強いが、同様の処理で果たして大丈夫なのでしょうか。安全であるという具体的な根拠を示してください。

掘り起こしを行う処分場に「他の埋立物と区分して戻す」とはどのように行われるのでしょうか。具体的かつ詳細な説明を行ってください。

質問3 - への回答について

第三者機関の名称及び所在はどこでしょうか。また、検査結果はどのように公開されているのでしょうか。

2005年9月に岩手県北上市の北上資源化センターにおいて、ダイオキシンの改ざんが判明しました。この事件のことは把握していらっしゃるのでしょうか。この事件のみならず、近年原発や鉄鋼メーカーが情報の隠蔽や改ざんを行ったという事件が数多く起きています。そういった事実の上に基づいて検査体制は考えられているのでしょうか。

参考資料

質問3 - への回答について

国の基準は最低限度守らねばならない基準であって、必ずしも安全を100%保障するものではありません。

また、検査結果が出る前に次の検査を依頼することは可能であり、なんら問題があるとは思えません。
組合独自の基準を設ける予定はありますか。

質問3 - への回答について

現在稼動している焼却施設と、今回計画されているものはまったくの別物であり、これまで公害や健康被害を起こしたことが無いことを根拠とするのは見当違いです。さらに最新であることがさも安全であるかのように言っていますが、最新の装置や設備というのはつまり稼動実績の少ないモノであって、安全面に限らず信頼性は低いものです。加えて、「導入する機種がまだ決まっていないから根拠は示せない」と言いますが、6方式13社まで絞り込まれているのですから、それぞれについての根拠を示してください。

質問4 - への回答について

質問に対する回答になっていません。

「高度な知識経験を有する専門家」とは何者でしょうか。これまで全国各地で事故やトラブル、コスト面での行き詰まりなどによって運転停止に追い込まれた施設を選定したのも、やはり同様に「高度な知識経験を有する専門家」でした。知識経験のみを選定基準にするのは誤りと思われます。

また、日程や手順は適切かどうか、我々住民はそれを知る権利があります。

判定委員選出の基準、日程、手順について、納得いく回答をしてください。

質問4 - への回答について

判定委員会は、必ずしも「高度な知識経験を有する専門家」によって構成される必要は無いと思われます。むしろ何も知識の無い者が入ることによって、専門家が想像もつかなかったような不安要素が指摘されることもあり、両者が意見を交わすことによって問題点が事前に取り除かれることも大いに有り得ます。

また、この回答を見ていると、まるで「住民はまったく知識を持っていない」と読み取れ、不快感を禁じえません。確かに、我々も含めて住民の多くは専門的な知識を持たない素人です。ですが、敢えて言わせて頂けば、専門知識の無い素人（一般人）が理解できない説明しか出来ない者は真の意味での専門家とは言えません。素人にとって「専門用語」とは外国語にも等しいものであります。真の専門家とは、外国語を日本語に訳すように、専門用語を素人にも理解できる言葉に訳す翻訳者としての能力も身に付けていなければならないものです。

全ての問題点を洗い出し解決するため、また、専門家の専門性を判定するためにも、判定委員会に住民の代表を入れてください。

質問4 - への回答について

質問に対する答えになっていません。

何ををもって非公開とするのかその根拠を示してください。逆に、公開することによってどのような支障があるのか、その理由でも結構です。

質問5 - への回答について

質問に対する答えになっていません。

「諏訪南行政事務組合灰溶融施設整備検討委員会運営規定」とは、検討委員会の運営に関する規定であり、検討委員会が終了し報告書も提出された現時点では情報公開を阻む理由にはなりません。

6方式13社が決まっており、処理する規模も15t/日と決まっているのですから、自ずと各社が製造している機種は決まってくると思われます。

検討委員会で選定された、13社すべてのメーカー名と機種名を教えてください。

質問5 - への回答について

検討委員会が推薦する6方式13社の中には、指名停止処分を受けたメーカーが5社含まれています。指名停止処分を受けた時点で候補から外するのが道理ではないでしょうか。何故、未だに6方式13社なのか納得いく説明をしてください。

質問6 - への回答について

諏訪南行政事務組合ではこれまでごみ減量化について取り組みは行っておらず、またその権限も無いと解釈してよいのでしょうか。であるならば、説明会において矢崎組合長は「ごみ減量化」につながる意見を求められましたが、その意見はどのように活かされるのでしょうか。

質問6 - への回答について

「大変な時間を要する困難な課題」であれば尚更、一刻も早く、そして強力に取り組みなければならないのではないのでしょうか。また、社会の経済構造は待っていれば独りでの変革するものではありません。それを成し遂げるためには行政・企業・住民が一丸となって取り組む努力が欠かせないと思われませんが、そのためにはごみ減量推進委員会の透明性を上げ、住民がもっと参画できるように開かれるべきではないのでしょうか。

具体的に言えば、やはり「ごみ減量推進委員会」をオープンなものにし、住民代表を増やす。住民や事業者からのごみ減量につながるアイデアを募集し、その中で直ちに実行できるアイデアは積極的に採用し、モデル地区を策定して実際に行ってみる。アイデアの全てを一度に実行することは不可能だが、モデル地区一つでアイデア一つの試行で十分だろうと思われる。茅野市 57,101 人・富士見町 15,529 人・原村 7,460 人（平成 17 年国勢調査より）、総勢 80,090 人が力を合わせれば、実に様々な試みができることでしょう。

質問6 - への回答について

質問に対する答えになっていません。

住民が自主的・自発的な活動を続けても、それが他の地域と連携・連動しなければ大きな成果は望めません。そのパイプ役を担うのが行政の仕事ではないのでしょうか。また、利益追求が主目的である企業や事業者が、住民の活動を妨げないように規制をかけたり指導をすることも行政の仕事ではないのでしょうか。

今後、行政として出来ることを教えてください。

質問6 - への回答について

質問に対する答えになっていません。

現段階で考えは無いというが、この回答からは今後も「検討にすら値しない」と読み取れます。そしてごみ減量に関しては住民の自主的・自発的な活動に依存するかのようこの回答は責任の放棄ではないのでしょうか。

今後、行政として出来ることを教えてください。

質問6 - への回答について

質問に対する答えになっていません。

質問6 - の回答内に「事務局を担当している」とありますが、推進会議への影響力がまったくないということなのでしょうか。

質問7 - への回答について

質問に対する答えになっていません。

現段階では何の調査も検討も行っていないという解釈でよいのでしょうか。

6 方式 13 社がこれまでに建設した施設の実績データの提出を各社に要求することは可能と思われませんが、それすらもできないという、理由があるのでしょうか。

ライフサイクルコストの想定外の事態が起きた場合、どのような対応をするのか、具体的な説明をしてください。

質問7 - への回答について

質問に対する答えになっていません。

公開質問状には「金額を具体的にすべて挙げて下さい」と記載されているにもかかわらず、非常に大雑把な回答しか得られなかったことは残念極まりないことです。

この質問をした理由の一つには、生活環境影響調査の結果の中にいくつか調査が不十分と思われるものがあったり、明らかに間違っていると思われるものがあるからです。

例えば、気象に関する調査項目の中で風向と風速を計っていますが、計測地点は建設予定地から少し離れた場所（水平方向で約50m、垂直方向で約7m）であり、また、煙突の高さを30mと仮定しているにも関わらず地上10mで計測しています。実際に溶融炉が建設され、稼動した場合、排ガスは建設予定地の地上30mの所から放出されるのですから、風向や風速もその高さで調べなければ正確な影響予測は立てられません。

この建設予定地は大変な急傾斜地にあり、しかも道路沿いには樹木が密生しています。このような地形で谷側から南よりの風が吹いてきた場合、（風は障害物を避けて通る性質を持っているので）建設予定地に隣接する道路が風の道となりえます。煙突の高さが30mであったとしても、建設予定地から山側に水平方向で約100mのところにある、粗大ごみ処理施設での地上高とほぼ等しい高さにしかすぎません。

つまり、南よりの風が吹く条件下では、煙突から排出された直後の（化学物質等の）濃度が高いガスが道路上に吹き付けられ、そのまま道路沿いに運ばれることとなります。そうなれば焼却灰や廃棄物を運搬するトラックの運転手、粗大ごみを持ち込みに来た人、この道路を生活道路として日々利用している人（主に地元住民）、そして粗大ごみ処理施設やがれき破碎施設で働く作業員の健康が直ちに脅かされることとなります。

そういった危険性が考えられるからこそ、厳密な調査が行われて然るべきなのですが、何故行われなかったのでしょうか。担当者がその必要性に気付かなかったのか、あるいは十分な予算が配されなかったのか。実際にこの調査にどの程度の予算が配されたかが判れば原因を探る手がかりになる、というのが当質問の理由の一つです。

但し、これはあくまでも一例に過ぎません。

各委託業務について、その内訳の詳細な用途を明示してください。

質問7 - への回答について

「毎年度の人口を勘案して算出する必要があり、正確な額を算出することができません」とありますが、茅野市・富士見町・原村での人口の将来推計を用いての概算で結構ですので、現段階で想定されている額を教えてください。

質問7 - への回答について

6方式13社（4方式8社）それぞれに対して資料請求を行えば、稼動中の同方式施設の実績などから運営コストを予測することは可能であると考えられます。現段階で計画されている、運営コストと各自治体の負担額を教えてください。

	総額	茅野市	富士見町	原村
灰溶融炉年間運営コスト				
各自治体の負担額				
一人当たりの負担額				

質問7 - への回答について

他の同様施設の販売実績などから、スラグの販売利益を予測することは可能なはずですが、現段階で組合はスラグの販売利益をどれくらいと見込んでいるのでしょうか。

質問8への回答について

添え付けた表への or x での回答を要求しましたが、何故これを無視されたのでしょうか。

また、第4回説明会に向けて、どのような広報活動を行う予定でしょうか。

第4回全体説明会（10月21日）

広告媒体	茅野	原	富士見
広報			
有線			
インターネット			
折り込みチラシ			
新聞広告			
その他			

追加質問分

1 ダイオキシンについて

富士見町の広報では「ダイオキシンが800度以上で分解して無害化される」と説明されていますが、「いったん分解されたダイオキシンも、冷却される際にフィルターで再合成される」と指摘する専門家の意見もあります。また、「質量保存の法則」により全ての物質は形を変えるだけで、消えることはありません。どの程度のダイオキシンが分解し、再合成され、排出されるのか。溶融炉を製造しているメーカーには実験炉等でのデータがあるはずですので、メーカーへの情報請求と、その情報を住民に公開していただけるようお願いします。

灰溶融炉の炉内では、1200度以上の高温になるため、焼却灰に含まれていた有害な重金属も気化し、煙突より排出されてしまいます。水銀は、子供の発達障害や注意力低下を起こすと報告されています。また、鉛は、子供の脳に影響し衝動的で残酷な行動を引き起こすとも報告されています。何種類かの魚に含まれる水銀が、妊婦や胎児にとって有害であるという理由から、厚生労働省はそれらの魚を食べ過ぎないように注意を出しています。富士見町の広報では、「ガス化した重金属はバグフィルターで飛灰として回収されます」と説明されていますが、気体の分子という小さなものがメッシュ状のフィルターで捕らえられるのでしょうか？

参考資料

灰溶融炉の煙突から出るダイオキシンや重金属の毒性は、数年から数十年後に症状が出る慢性毒性が主であり、かつ多種の化学物質による複合汚染です。原因が多様で、症状も多様なため、因果関係を証明することが難しいものです。将来、健康被害を生じた場合、疫学調査に数年、裁判にも数年かかり、被害認定されたとしても一部の重症患者だけであるのが、残念ながら公害認定の常となっています。被害が発生した場合、いち早く被害者を救済することを目的とし、はじめから中立的な監視機関を設立し、健康調査を行っていくことが必要と思われるのですが、その考えはあるのでしょうか。無いとする場合、納得のいく理由をお聞かせ下さい。

2 公害防止協定について

2002年3月に、福井県敦賀市の産廃処理施設が公害を起こした際、市民は「廃棄物の撤去」と「損害賠償」を市長に求めたが、「公害防止協定は紳士協定であり、法的強制力は無い」「損害賠償は時機を見て実施する」と答えたのみでした。万が一にも公害が発生した場合に、正常に機能しない「協定」では何も意味を持たないと考えられます。敦賀市で起きたような不幸な事例が繰り返されないよう、何らかの強制力を伴う協定を結び、またその中で公害発生時の保障のことなども事細かに定めておく必要があるのではないのでしょうか。

3 緊急時マニュアルについて

この世の中に100%壊れない(事故を起こさない)モノなどありません。1200度以上の高温状態になる溶融炉の場合、故障やトラブルを事故に繋げないよう、そして万が一の事故を被害に繋げないようにするために、緊急時作業マニュアルを作成して作業員に徹底させること、緊急時避難マニュアルを作成して住民に配布し、避難訓練の実施が必要と思われます。そういったマニュアルの作成、準備はされているのでしょうか。

4 排ガスに含まれる化学物質について

煙突から排出されるガスの中には、安全基準によって規制されている以外にも様々な化学物質が含まれており、その中には人体への有害性が指摘されているものも少なくありません。13社の溶融炉製造メーカーには排ガス中に含まれる様々な物質のデータがあるものと思われる。各社への情報請求と住民への公開をしていただけませんか。

5 「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引きについて」からの質問

平成18年7月に環境省から「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」が出されました。この手引

きは、“廃棄物処理施設建設工事が、競争性・透明性が高く、公正・公平性が確保されるように契約され、長期的かつ総合的に品質・経済性の面で優れた工事が施工されることを目指すものである。”という位置づけの基に作成されたものです。この手引きに、総合評価落札方式についての記述がありましたので、この手引きから質問をさせていただきます。

この手引きでは、“「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約」を実現する「総合評価落札方式」を廃棄物処理施設建設工事の発注・選定方式の基本とし、積極的に導入することを推奨する。”とあります。つまり、第一条件として経済性に配慮がなされていなければならない、安全性・機能性・環境保全性に優れていれば価格は天井知らずであっても良いなどというものではありません。

また“価格と価格以外の要素として、維持管理費を含む総合的なコスト削減、廃棄物処理施設の性能・機能の向上、資源循環、エネルギー回収、CO2対策等の社会的要請への対応等の事項を含めて総合評価して落札者を決定する。”こと。“廃棄物処理施設建設プロジェクトを行う市町村等は、プラントメーカーの見積書のみによって予定価格を作成するのではなく、積極的に他市町村の既存契約事例の情報を収集分析し、より適正な予定価格の作成に取り組むことが必要である。こういった取組により、価格の透明性が確保されるとともに、新しい技術の導入によるものを含め、コスト縮減効果も期待できる。”ことが挙げられています。予定価格の作成や、価格以外の要素の評価をするにあたっては情報の収集・分析が重要となります。前回質問状への回答では、「他の同様施設と比較する性質のものではありませんので、特に把握することはしていません」との回答が散見されますが、環境省は把握を行うことを推奨しています。

情報の収集・分析を行い、その結果を公開してください。

総合評価落札方式においては、入札前の工事内容の確定化が重要であるとされています。すなわち、機能・効率・能力等の性能仕様を主体とする発注仕様書がすでに入札前に確定していることとなります。この機能・効率・能力等の性能は、住民の安全を守るという観点から、非常に重要なものであり、本来であればその決定過程に住民が関与するのは当然であると考えられます。発注仕様書の内容は、どこでどのような形で決定されるのでしょうか？ 判定委員会で決定されるとするならば、その委員会に住民が参加することは当然必要であり、また発注仕様書は事前に公開される必要があると考えますが、いかがでしょうか？

総合評価落札方式では、仕様書の確認だけでなく提案者からのヒアリングを行い、技術提案の改善を求め、改善を提案する機会を与え、技術審査・評価を行うとあります。検討されている総合評価落札方式においてはそのような方式をとられるのでしょうか？ この過程は、密室の中で行われるのではなく、当然住民も参加することができるかと理解してよろしいのでしょうか？

この手引きの第1章のはじめに、“今後、市町村は、廃棄物処理事業の収支や、廃棄物の処理に要した費用と廃棄物処理に伴う効果、とりわけ施設建設工事においては環境保全設備の整備費用と環境保全効果の説明を納税者である住民に対して積極的に情報提供していく必要がある。こうした住民との対話を通じ、費用対効果のより高い施設建設・運営や、廃棄物の排出抑制を促し資源循環を高める処理方式を地域において選択できるように取り組むことが重要である。”との一節があります。納税者である住民は情報を知る権利を有するものであり、灰溶融炉の建設計画に関わるあらゆる情報が公開されることを望みます。また、よりよい地域づくりを行うためにも行政と住民とが積極的に意見を交換し、取り組みを行えるような場を設けていただけますよう、併せてお願い致します。

以上